※神戸市記入欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　起案：令和　　年　　月　　日　／　決裁：令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊都市局[受取] | 決  裁  欄 | 課長 |  | ＊処理欄 | ＊建設局[返却確認] |
| 係  長 |  |
| 担当 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト**  **（２－３－６　都心ウォーターフロント都市景観形成地域　各ゾーン共通）** | | | | | |
| ＊景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局まち再生推進課にご相談ください。  ＊屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。  ＊ﾁｪｯｸ欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「－」を記入してください。 | | | | | |
| 記入者 | 所属・氏名 |  | | | |
| 連絡先 | TEL |  | E-Mail |  |
| ※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。 | | | | |

# ◆２－３－６　都心ウォーターフロント都市景観形成地域　の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての  広告物 | 基本事項 | 〇建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 |  |  |
| 規模・  掲出数 | 〇できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。 |  |  |
| 映像装置 | 〇時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。 |  |  |
| 屋上広告物 | | 〇掲出しない。 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **夜間景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての  広告物 | 照明 | 輝度・  グレア | 〇輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。  〇照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 |  |  |
| 変化 | 〇光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 |  |  |
| 映像  装置 | 輝度 | 〇時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。 |  |  |
| 変化 | 〇光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 |  |  |

※「視点場」とは、ビーナステラス眺望景観形成地域のビーナステラス及びビーナスブリッジを指します。

# ◆２－１　景観計画区域全域　の基準

※１個あたりの表示部分の面積が７㎡を超えるもので、かつ、１敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが４ｍを超えるものに適用されます。

※都心ウォーターフロント都市景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
|  | | | 商工系地域 | 住居系地域 |  |  |
| すべての  広告物 | | 基本  事項 | 〇形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。 | |  |  |
| 映像  装置 | 〇時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。 | 〇原則として掲出しない。 |  |  |
| 備考 | 商工系地域及び住居系地域は、神戸市屋外広告物条例施行規則第７条の別表第１に規定する商工系地域及び住居系地域をいう。  ※商工系地域：用途地域のうち、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域  ※住居系地域：市街化調整区域並びに用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域 | | | | | |